

消防局カスタマーハラスメント対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 川崎市カスタマーハラスメント対策委員会等設置要綱第5条の規定に基づき、消防局の職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る事項について検討し、対策を実施するため、消防局カスタマーハラスメント対策委員会（以下「局委員会」という。）を設置する。

(委員長等)

第2条 局委員会の委員長等は、別表のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 局委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消防局の職員に対するカスタマーハラスメント対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る局内の連絡及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項

(会議)

第4条 局委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 局委員会の庶務は、消防局総務部庶務課において処理する。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、局委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

(消防局不当要求行為等防止対策連絡会設置要綱の廃止)

2 消防局不当要求行為等防止対策連絡会設置要綱は、廃止する。

別表（第2条関係）

委員長	消防局長
副委員長	総務部長
委員	警防部長
	予防部長
	総務部担当部長・庶務課長事務取扱
	人事課長
	企画担当課長
	施設装備課長
	警防部担当部長・警防課長事務取扱
	警防部担当部長
	救急課長
	指令課長
	航空隊長
	予防部担当部長・予防課長事務取扱
	査察課長
	保安課長
	臨港消防署長
	川崎消防署長
	幸消防署長
	中原消防署長
	高津消防署長
	宮前消防署長
	多摩消防署長
	麻生消防署長